

お知らせします

21 (令和3) 年度 釧路市における人事行政の運営等の状況について

問合せ 市役所職員課 (☎31-4511)

しています。これからも引き続き皆様のご理解をいただきながら、適正な人事行政の運営に努めていきます。

4. 勤務時間・休暇・休業

一般職の勤務時間は、1週間につき38時間45分、月～金曜日の午前8時50分から午後5時20分までです。ただし、消防職、看護職、医療技術職などの職種については、業務に応じた勤務時間が別に定められています。

休暇については、1年に20日の年次有給休暇の他、病気休暇、産前・産後休暇、忌引休暇などの制度が定められています。21 (令和3) 年度の職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、年11.7日です。

休業については、育児休業、自己啓発等休業などの制度が定められており、21 (令和3) 年度における育児休業および育児短時間勤務の取得状況は、【表10】のとおりです。

なお、21 (令和3) 年度の自己啓発等休業などの取得者数は0人です。

【表10】 育児休業および育児短時間勤務取得者数

区分		育児休業取得者数	育児短時間勤務取得者数
市長部局等	男性職員	4人 (4人)	0人 (0人)
	女性職員	19人 (12人)	6人 (4人)
消防本部	男性職員	0人 (0人)	0人 (0人)
	女性職員	1人 (1人)	0人 (0人)
教育委員会	男性職員	0人 (0人)	0人 (0人)
	女性職員	0人 (0人)	0人 (0人)
市立釧路総合病院	男性職員	1人 (1人)	0人 (0人)
	女性職員	50人 (29人)	63人 (24人)
上下水道部	男性職員	0人 (0人)	0人 (0人)
	女性職員	0人 (0人)	0人 (0人)
		75人 (47人)	69人 (28人)

※ () 内は内数で21 (令和3) 年度中に新たに休業を取得した職員数です。

5. 服務・懲戒

職員は市民全体の奉仕者であることはもちろんのこと、職務上知り得た秘密を守る義務 (守秘義務) や政治的行為の制限などの服務が定められており、服務規程に反すると処分されます。21 (令和3) 年度の懲戒処分は、戒告が0件、減給が0件、停職が1件、免職が0件です。懲戒処分を受けた場合の影響については、職員としての身分を失うこと、給料や期末・勤勉手当が減額されること、昇給しないことなどがあります。

6. 人材育成・人事評価

職員研修は、職員が市民全体の奉仕者としてふさわしい知識や技能を身に付け、教養を高め、その資質の向上を図り、行政を円滑かつ能率的に運営することを目的として、職員の職種や役職に応じて計画的に行われています【表11】。

また、全職員を対象に、人事評価 (能力評価 (1年ごと)・業績評価 (半年ごと)) を実施しています。

【表11】 職員研修の実施状況

研修名	受講者総数等
〈基礎研修〉 ・新採用職員研修 ・新任係長研修 ・マネジメント (課長職) 研修ほか5件	336人 (延べ22日間)
〈特別研修〉 ・政策形成研修 ・業務システム基本操作研修	36人
〈派遣研修〉 ・国や北海道など行政機関への派遣研修	3人

7. 職員の福祉

市には、職員の相互共済および福利厚生を増進を目的とした職員互助会があり、職員が負担する会費と市が負担する交付金により運営されています。

また、職員の健康の保持・増進、能率の向上などの観点から、職場における受動喫煙対策やセクシュアルハラスメントの防止対策を推進するとともに、メンタルヘルス対策にも取り組んでいます。

その他にも、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、また、女性が職業生活において能力を十分に発揮し、活躍できる職場づくりを目指すことを目的として「特定事業主行動計画」を策定し、次世代育成支援対策および女性職員の活躍を推進しています。

8. その他

21 (令和3) 年度において、勤務条件に関する措置の要求は0件、不利益処分に関する審査請求は0件です。

低所得の高齢者・障がい者世帯に対する、「高齢者世帯等生活支援給付金 (原油価格・物価高騰支援)」を支給します!

原油価格・物価高騰により特に大きな影響を受けている低所得の高齢者・障がい者世帯に給付金を支給します。

1. 対象世帯

22 (令和4) 年9月1日時点で釧路市住民基本台帳に登録されている世帯のうち①、②、③の全てに該当する世帯

- ①22 (令和4) 年度住民税均等割非課税の世帯
- ②65歳以上の高齢者または、障がい者手帳を持つ方がいる世帯
- ③「子育て世帯生活支援特別給付金」の対象となっていない世帯

2. 支給額

1世帯 8,000円

対象世帯には、市から給付金のお知らせが届きます!



3. 対象世帯へのお知らせ

対象世帯には10月下旬に市から「給付金のお知らせ」が届きますので、必ず内容を確認してください。

なお、「1. 対象世帯」の要件に該当しているが「給付金のお知らせ」が届かない場合は、下記までお問い合わせください。

問合せ 市役所高齢者世帯等生活支援給付金案内窓口 (☎31-4208)
平日 午前8時50分～午後5時20分